

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第18号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例施行規則（平成19年野田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスの用に供するとき。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。